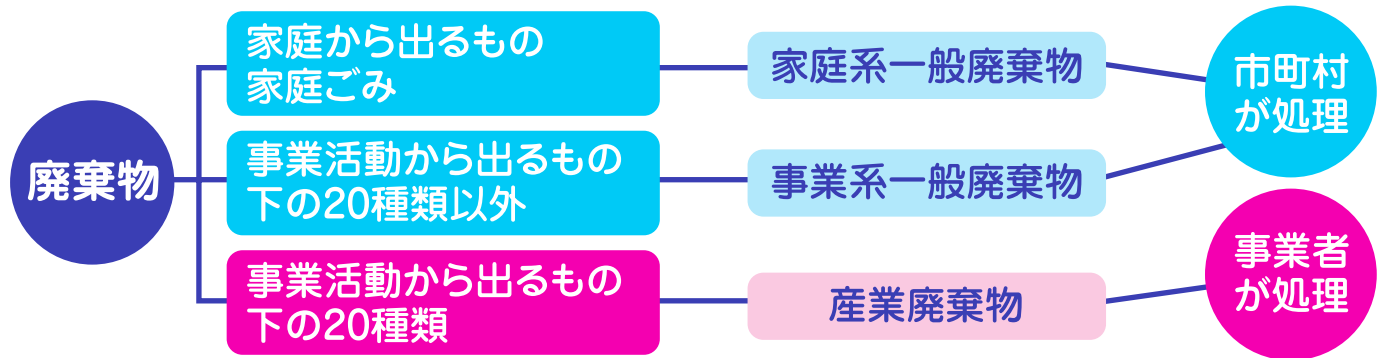




産業廃棄物ってなあに？

廃棄物の分類



※有害性、感染性、爆発性があるものについては、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるので、特別に管理をすることとされています。

〔特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物〕

（例えばガソリンのような引火性廃油、腐食性がある酸・アルカリ（硫酸など）
病院から出てくる感染性廃棄物、
飛び散り人に害を及ぼすおそれのあるアスベストを含んだ廃棄物）

産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち法律で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物は、一般廃棄物とされています。

一般廃棄物は、市町村が処理について責任を持ち、産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することが原則です。

法律で産業廃棄物と定められている20種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず
⑨ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず
⑩鉱さい ⑪ばいじん
◆建設業（新築、改築、解体）から出てくる
⑫紙くず ⑬木くず ⑭繊維くず ⑮がれき類
◆製造業から出てくる
⑫紙くず ⑬木くず ⑭繊維くず ⑯動植物性残さ
◆と畜場・食鳥処理場
⑰動物系固形不要物
◆畜産農業
⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
◆そのほか
⑳上記19種類の廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物という呼び方もある。）
（例：汚泥をコンクリートでかためたもの）